

入札の公告

北海道石狩振興局告示第 1019 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 30 年 9 月 18 日

北海道石狩振興局長 佐藤 哲夫

1 入札に付する事項

- (1) 工事等の名称 支笏洞爺国立公園 支笏湖温泉モラップ線道路（歩道）改修工事
- (2) 工事等の場所 千歳市支笏湖温泉湖畔
- (3) 工事等の期間 契約締結日の翌日から平成 30 年 12 月 25 日まで
- (4) 工事等の概要 入札説明書による
- (5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 発注工事の対応する平成 29 年北海道告示第 16 号又は平成 30 年北海道告示第 12 号に規定する森林土木工事の入札参加資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建築工事業の種類ごとに定める許可を有すること。
- (3) 北海道における森林土木工事の競争入札参加資格が C 等級に格付けされており、かつ契約履行可能地域に石狩が含まれること。
- (4) 入札参加資格申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加資格を除外されていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。
- (8) 石狩振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (9) 過去 15 年間（平成 15 年度以降）に、国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 5 項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）と、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を、元請けとして施工した実績を有する者であること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- (10) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者もしくはこれと同等以上の資格を有し、制限付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日以前 3 ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りでない。
なお工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額に満たない場合は監理技術者等の専任は要しないものとする。
- (11) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に、次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、(13)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役員又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合員の証明を有するときは、2の（5）に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）が締結した契約を含むことができる。

4 入札参加資格審査申請書等の提出期限等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出期間

平成30年9月18日（火）から同年9月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（9月22日（土）、23日（日）及び24日（休）の閉庁日を除く。）

(2) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課自然環境係

(3) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年9月28日（金）までに書面により通知する。

6 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課自然環境係

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 5階中会議室

(2) 入札日時

平成30年10月15日(月) 午前10時00分

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(4) その他

入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

9 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成30年9月18日(火)から同年9月27日(木)(9月22日(土)、23日(日)及び24日(休)の閉庁日を除く。)までの毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成30年9月18日(火)告示の時間から同年9月27日(木)午後5時までとする。

(2) 交付場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課自然環境係
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/ksnsei/shizen/nyuusatsu.htm>

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札の可否

認めない。

11 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成の要否
要。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。

15 その他

- (1) 入札の執行回数は原則として2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名称 北海道石狩振興局保健環境部環境生活課自然環境係（電話 011-204-5824）
 - イ 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。